

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	九度山町商品券配布事業(R7補正)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民に対して商品券を配布する。 ②商品券代及び事務費 ③商品券 3700人×20千円 事務費 5,991千円 事務費の内容[需用費(消耗品代) 役務費(郵送料等) 業務委託料として支出] ④九度山町民(全員)	R8.1	R8.3
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	九度山町物価高騰対策臨時給付金(低所得世帯)	①ガソリン、灯油などのエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金 1,100世帯*30千円 事務費 937千円 事務費の内容[需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④住民税非課税世帯等を除く所得622万円未満の世帯(1,100世帯)	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道使用料物価高騰対応経済的負担軽減臨時給付金(R6補正)	①物価高騰等の影響を受けている住民に対し水道使用料の減免を行う ②簡易水道事業会計に繰り出し、水道使用料の減免に係る費用 ③5,900千円*5カ月分=29,500千円 ④九度山町民(公共施設を含まない。)	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道使用料物価高騰対応経済的負担軽減臨時給付金(R7予備)	①物価高騰等の影響を受けている住民に対し水道使用料の減免を行う ②簡易水道事業会計に繰り出し、水道使用料の減免に係る費用 ③6,500千円*2カ月分=13,000千円 ④九度山町民(公共施設を含まない。)	R7.7	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道使用料物価高騰対応経済的負担軽減臨時給付金(R7補正)	①物価高騰等の影響を受けている住民に対し水道使用料の減免を行う ②簡易水道事業会計に繰り出し、水道使用料の減免に係る費用 ③5,800千円*6カ月分=34,800千円 ④九度山町民(公共施設を含まない。)	R8.1	R8.3